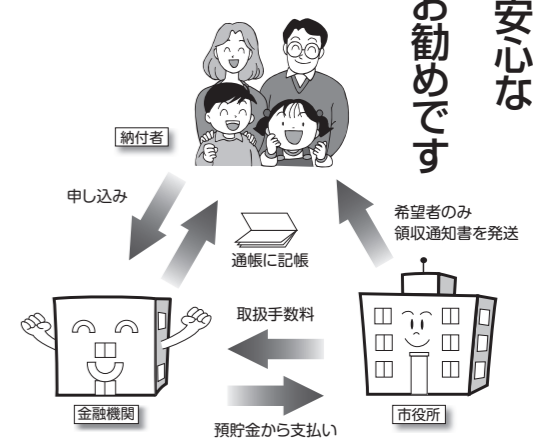


市税などの納付には、便利で安心な

口座振替制度がお勧めです

「平日の昼間には、金融機関に行く時間がない」「ついつい納付期限を忘れてしまう」そんなあなたに、便利な口座振替制度の利用をお勧めします。口座振替なら、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度申し込みの手続きをされますと、翌年以降も継続して自動振替されます。



口座振替なら、彦根市が金融機関に支払う取扱手数料は金融機関での窓口払い取扱手数料よりも安く、彦根市から皆さんへの納付書の発送も不要になります。口座振替を利用して、コスト削減にご協力ください。(皆さんの手数料負担はありません)

申込手続

- あなたの預貯金口座のある取扱金融機関の窓口にて、「彦根市市税等口座振替依頼書」(上・下水道料金の手続きの場合「彦根市上下水道料金口座振替依頼書」)・預貯金通帳・通帳使用印鑑を持っていき、お申し込みください。用紙は、それぞれの業務担当課、届出納室(市役所1階)・市内の各金融機関の窓口にあります。
- 取扱金融機関**
- 次の金融機関の、本・各支店(市外の店舗を含む)で取り扱います。
- ▼滋賀銀行
 - ▼りそな銀行
 - ▼滋賀中央信用金庫
 - ▼関西アーバン銀行
 - ▼近畿労働金庫
 - ▼大垣共立銀行
 - ▼京都銀行
 - ▼滋賀県信用組合
 - ▼滋賀県民信用組合
 - ▼商工組合中央金庫
 - ▼東びわこ農業協同組合
 - ▼ゆうちょ銀行(郵便局)
- 振替できる税目など**
- ① 固定資産税
 - ② 軽自動車税
 - ③ 市県民税(普通徴収※)
 - ④ 国民健康保険料(普通徴収)
 - ⑤ 介護保険料(普通徴収)
 - ⑥ 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
 - ⑦ 市営住宅家賃
 - ⑧ 上・下水道料金
 - ⑨ し尿処理手数料
 - ⑩ 下水道受益者負担金・分担金

納期と振替日

科目ごとの納期は、下の一覧表のとおりです。また、原則として、各納期月の最終日に振り替えます。

領収の確認

原則として、領収通知書の発行は省略しています。領収は、預貯金通帳の記帳などにより、振替済であることを確認してください。

軽自動車税の口座振替を利用している人で、車検が必要

期限は1月31日(火)です 償却資産の申告を

困 税務課

償却資産とは、事業のために使用することができる土地・家屋以外の資産(※)です。(左表参照)

償却資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象です。このような事業用資産(貸し付けているものを含む)を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを

申告する必要があります。

※これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含みます。

マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください

提出の際は、本人確認資料(個人番号カードの表面など)と番号確認資料(個人番号カードの裏面など)を持参してください。代理人による申告の場合は、上記に加え代理権確認資料(委任状など)を、それぞれ申告書に添付してください。

償却資産の例

構築物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、仮設の建物、電気設備、空調設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備 など
機械、装置	旋盤、ボール盤、ミシン、ウインチ、ホイスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械、太陽光発電設備 など
船舶	ボート、漁船、汽船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター など
車両、運搬具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車(ただし、自動車税が課税されているものは除く) など
工具、器具、備品	切削(せっさく)道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具 など

市立病院の皮膚科診療

市立病院

市立病院では、皮膚科の常勤医師が1人になることに伴い、平成29年1月から、同科の初診は、紹介状をお持ちの患者さんのみとさせていただきます。

引き続き大学や地域の診療所などと連携し、安心して受診できる医療体制づくりに努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 市立病院皮膚科外来受付(3ブロック) ☎ 22・6050番

年末年始の歯科診療

彦根歯科医師会

12月29日(木)～平成29年1月3日(火)の年末年始の間、次の医院が当番医として診療されます。

当番医 左表のとおり

診療時間 いずれも午前9時～午後3時30分

年月日	医院名	所在地	電話番号
平成28年	12月29日(木)	長寿歯科医院	平田町 422-13 26-1993
	12月30日(金)	三希子歯科	西今町 21-1 26-5069
	12月31日(土)	白石歯科	野良田町 325-5 43-2017
平成29年	1月1日(日祝)	野村歯科医院	原町 180-28 26-5183
	1月2日(月)	若松歯科医院	犬上郡甲良町尼子 2021-5 38-4500
	1月3日(火)	慶祐会むとう歯科医院	西今町 363-5 21-0008

介護予防を応援します 高齢者のスポーツ施設等利用

困 医療福祉推進課

高齢者がスポーツ施設やスポーツ講座を利用する費用の一部を助成します。

対象 65歳以上の市の介護保険被保険者で、介護保険料の滞納がない人

助成金額 施設利用料・講座受講料の2分の1(ただし、限度額は3千円)

対象施設

- ▼フィットウィル彦根(開出今町(南町))
- ▼エル・スポーツ彦根(長曾根)

申請方法 困医療福祉推進課または対象施設にある申請書に必要事項を書いて、介護保険被保険者証を提示して提出してください。

※施設利用料などの領収書を添付してください。

提出・問い合わせ先 困医療福祉推進課 ☎ 24・0828番、FAX 24・5870番

